

評議員候補者選出規程

一般財団法人 日本国際政治学会

評議員候補者選出規程

(目的)

- 第1条 この規程は、一般財団法人日本国際政治学会定款（以下「定款」という。）第10条に基づき、一般財団法人日本国際政治学会（以下「本会」という。）の評議員を選任する過程への、定款第33条に定める本会の通常会員（以下「会員」という。）の参画について、手続き等を定めることを目的とする。
- 2 会員は、評議員会に対し、参考意見として評議員候補者を選出することができる。
 - 3 前項の選出をするにあたり、事前に評議員候補者の選出投票（以下「選挙」という。）を行う。

(選出方法)

- 第2条 評議員候補者は、会員の中から選挙により選出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本会の評議員会は会員の中から評議員候補者を選出することができる。

(定数)

- 第3条 評議員候補者の定数は、前条第1項に基づく選挙について38名以内とし、前条第2項に基づく選出については12名以内とする。

(選出人資格)

- 第4条 選挙にて投票する資格を有する者は、本会に入会后10年以上で70歳を超えない会員とし、本会の会費3年以上滞納の会員は資格を有しない。
- 2 本会に入会后10年に満たない会員であっても、和文・英文学会誌に論文（書評を除く）が掲載された会員及び研究大会において部会報告、共通論題報告を行った会員は前項の資格を有する。

(被選出資格)

- 第5条 評議員候補者に選出される資格を有する者は、本会に入会后10年以上で70歳を超えない会員とし、本会の会費3年以上滞納の会員は資格を有しない。
- 2 本会に入会后10年に満たない会員であっても、和文・英文学会誌に論文（書評を除く）が掲載された会員及び研究大会において部会報告、共通論題報告を行った会員は前項の資格を有する。

(評議員候補者選挙管理委員会)

第6条 評議員候補者選挙管理委員会は、評議員会の決議を経て、理事長が委嘱した3名の会員で構成する。

2 前項により委嘱された会員は、その委嘱の間、第4条及び第5条の資格を有しないものとする。

(投票方法)

第7条 投票方法は、評議員被選出人名簿から、評議員にふさわしい会員15名を選び、評議員候補者選挙管理委員会宛に郵送することによる無記名投票とする。

2 前項の評議員被選出人名簿は、年齢、本会の会費納入状況、入会年次、過去の学会誌への寄稿状況などを正確に把握したうえで、それに基づき評議員候補者選挙管理委員会が、会員全員を対象として第5条に定める資格を充たすかどうかを判定し、作成する。

(開票)

第8条 開票は、評議員候補者選挙管理委員会の立ち会いの上で行う。

(当選者の報告及び評議員会の決議)

第9条 評議員候補者選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、評議員会に報告する。

2 評議員会は、前項の結果による評議員候補者及び第2条第2項により選出された評議員候補者を参考とし、その決議を経て、評議員を選任することができる。

(改正)

第10条 この規程は、必要と認められた場合、評議員会の決議により改正することができる。

附則

この規則は、一般財団法人の移行登記の日から施行する。